

第1章 第4期江戸川区障害福祉計画の概要

1 第4期江戸川区障害福祉計画について

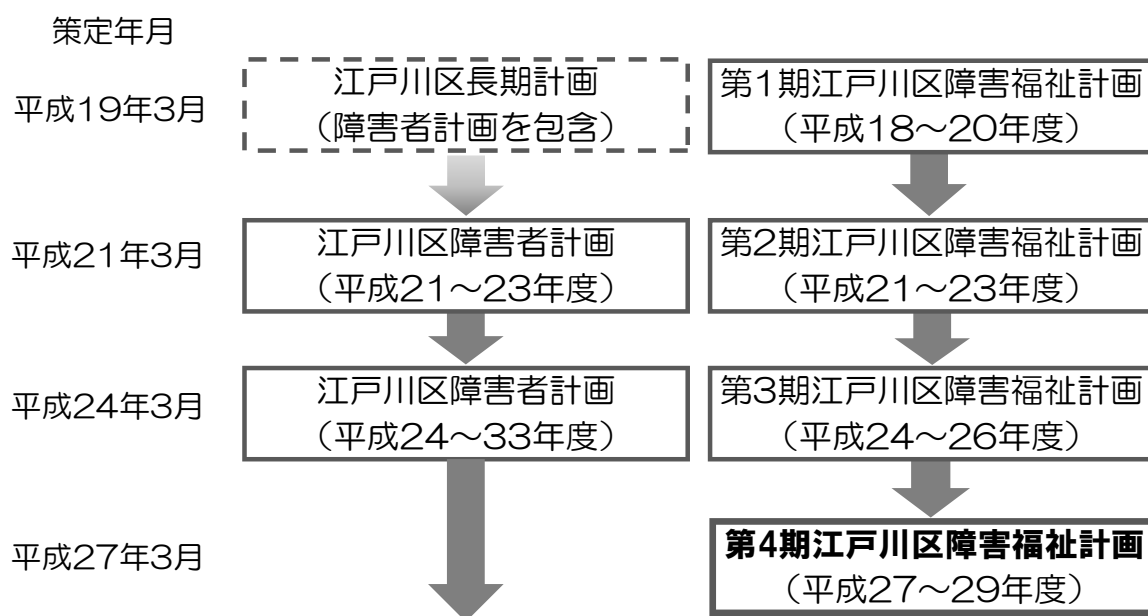
(1) 策定の趣旨

区では、平成14年7月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、障害のある人が、地域で自立して生活でき、安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、「江戸川区障害者計画」、「江戸川区障害福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、現行の「第3期江戸川区障害福祉計画」（以下、「第3期計画」という。）が最終年次（平成26年度）を迎えたことから、新たに「第4期江戸川区障害福祉計画」を策定します。

<障害者計画・障害福祉計画の変遷>



(2) 計画の位置づけ

第4期江戸川区障害福祉計画（以下、「本計画」という。）は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、国が定める基本指針（以下、「国の指針」という。）に即して策定する「市町村障害福祉計画」です。

各種サービス（障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援、障害児相談支援）の提供体制を確保することを主な目的としています。

(3) 計画期間

本計画の期間は、国の指針により、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

計画名／年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
障害福祉計画	第 3 期			第 4 期			第 5 期以降			
障害者計画	(計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度)									
基本構想・基本計画	(計画期間：平成 24 年度～平成 33 年度)									

(4) 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第 4 条第 1 項に規定する障害者、児童福祉法第 4 条第 2 項に規定する障害児を対象としています。

<障害者の定義>

18 歳以上で、以下に該当する者

種別	定義（障害者総合支援法第 4 条第 1 項）
身体障害者	身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者
知的障害者	知的障害者福祉法にいう知的障害者
精神障害者 (発達障害者含む)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条 に規定する精神障害者(発達障害者支援法第 2 条第 2 項 に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)
難病等の患者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者

<障害児の定義>

18 歳未満で、以下に該当する者

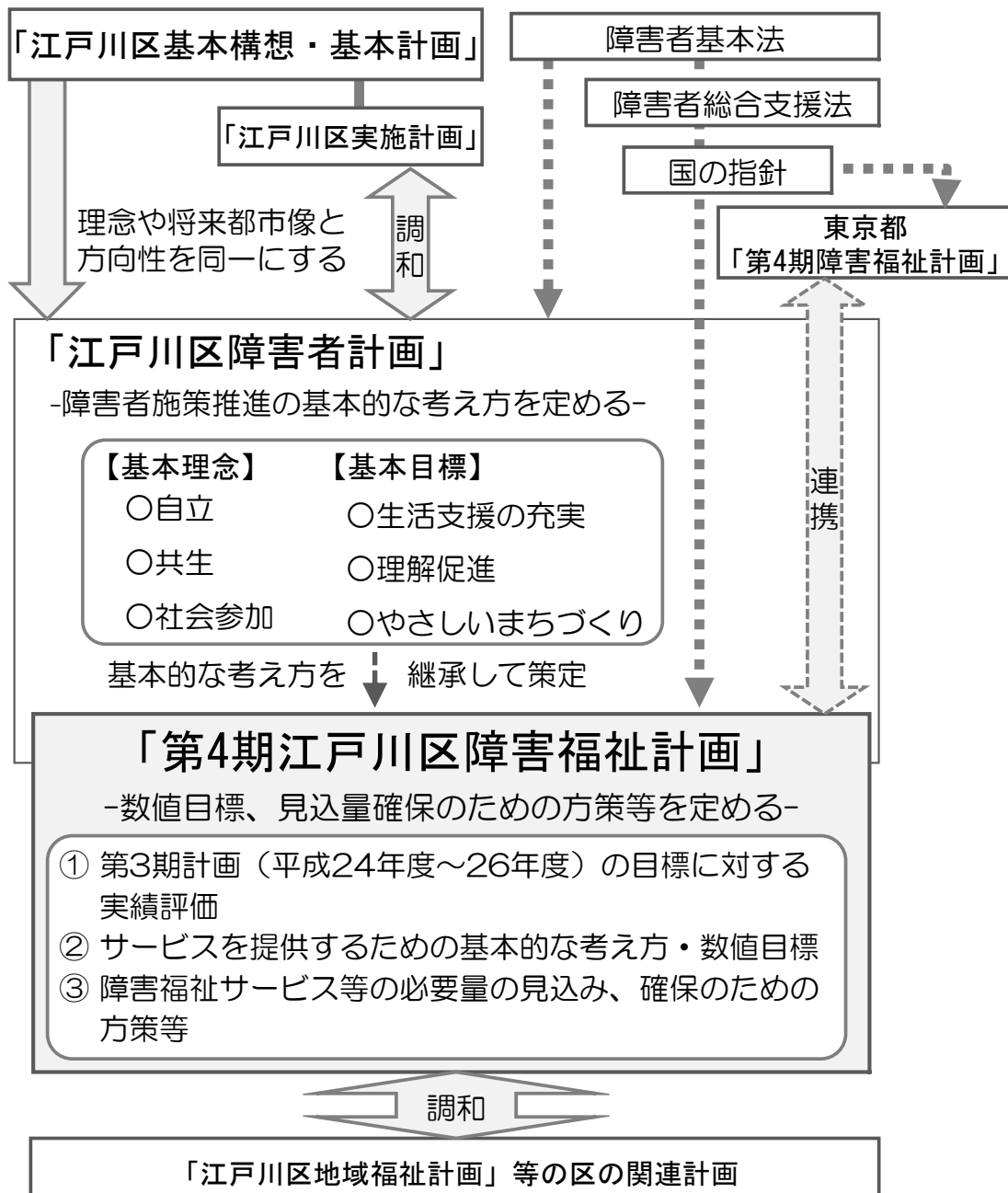
種別	定義（児童福祉法第 4 条第 2 項）
身体障害児	身体に障害のある児童
知的障害児	知的障害のある児童
精神障害児 (発達障害児含む)	精神に障害のある児童 (発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。)
難病等の児童	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者総合支援法第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が、同項の厚生労働大臣が定める程度である児童

(5) 策定の考え方

本計画は、国の指針に即し、以下の考え方に基づいて、策定しています。

- ・「江戸川区基本構想・基本計画」の理念や将来都市像と方向性を同一にする。
- ・上位計画である「江戸川区障害者計画」（根拠法令：障害者基本法第11条第3項）の基本的な考え方（基本理念、基本目標）を継承する。
- ・「江戸川区地域福祉計画」（根拠法令：社会福祉法第107条）、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」（根拠法令：子ども・子育て支援法第61条）等の関連する江戸川区の他計画との調和を保つ。
- ・東京都の「第4期障害福祉計画」との連携を図る。

<本計画策定の全体像>



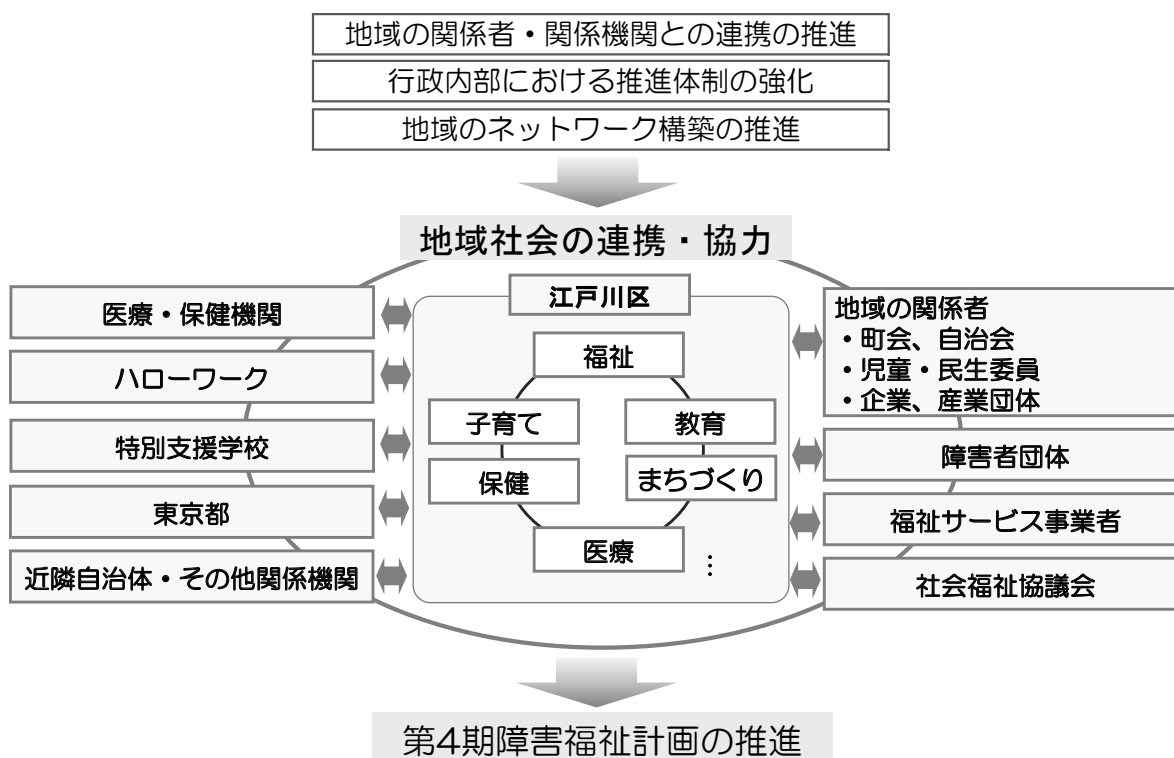
(6) 計画の推進に向けて

① 関係機関等との連携の推進

本計画は、福祉・保健・医療等の様々な関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化などにより、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

<地域社会のネットワークと連携のイメージ>



② PDCAサイクルの実施

国の指針に基づき、本計画に定める目標等について、年に1回、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえて、評価・分析を行います。また、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じます。

③ その他

障害者総合支援法をはじめとする関係法令・制度の改正^(注)や障害者差別解消法などの今後施行される法令等については、国や東京都の動向を注視しながら、関係機関・庁内関係部署と連携して、適切に対応していきます。

(注) 難病等の対象疾病の拡大(6ページ参照)など。

2 障害者総合支援法について

(1) 障害者総合支援法の施行

地域社会での共生の実現に向けて、障害者及び障害児が日常生活または社会生活を営むための支援を総合的に行うことを目的として、「障害者自立支援法」に代わる法律である「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が平成25年4月（一部は、平成26年4月）に施行されました。

<障害者総合支援法成立までの経緯>

平成15年

「支援費制度」の導入

「自己決定と自己選択」及び「利用者本位」の理念に基づいて導入

平成18年

「障害者自立支援法」 施行

障害者施策の3障害一元化、サービス体系の利用者本位での再編、就労支援の強化、安定的な財源の確保等を目的として施行

平成23年

改正「障害者基本法」 施行

障害者の定義の見直し、地域社会における共生等の考え方、差別禁止の観点から社会的障壁の除去に配慮すること等、新たな視点が盛り込まれる

平成24年

改正「障害者自立支援法」 施行

制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を主な目的とした改正

平成25年4月

「障害者総合支援法」 施行

（一部は、平成26年4月施行）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービス、地域生活支援事業その他必要な支援を総合的に行うことを目的として施行

(2) 主な改正事項

法改正のポイントは、以下のとおりです。

① 基本理念の創設

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁^(注)の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

(注) 社会的障壁とは、障害者及び障害児にとって、日常生活または社会生活を営む上で、障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを指します。

② 障害者の範囲

障害者の範囲に難病等の患者^(注)を追加。

(注) 難病等の対象疾病は、平成27年1月時点で151疾病となっています。

今後、対象疾病の拡大が予定されています。

③ 障害支援区分の創設

「障害程度区分」を障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

④ 重度訪問介護の対象拡大

対象者を重度の身体障害者に加え、重度の知的障害者と精神障害者にも拡大。

⑤ グループホームとケアホームの一元化

共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合。

⑥ 地域移行支援の対象拡大

新たに、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする者（救護施設に入所している障害者等）を対象者に追加。

⑦ 地域生活支援事業の追加

障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通を行う者を養成する事業等を新たに追加。

⑧ サービス基盤の計画的整備

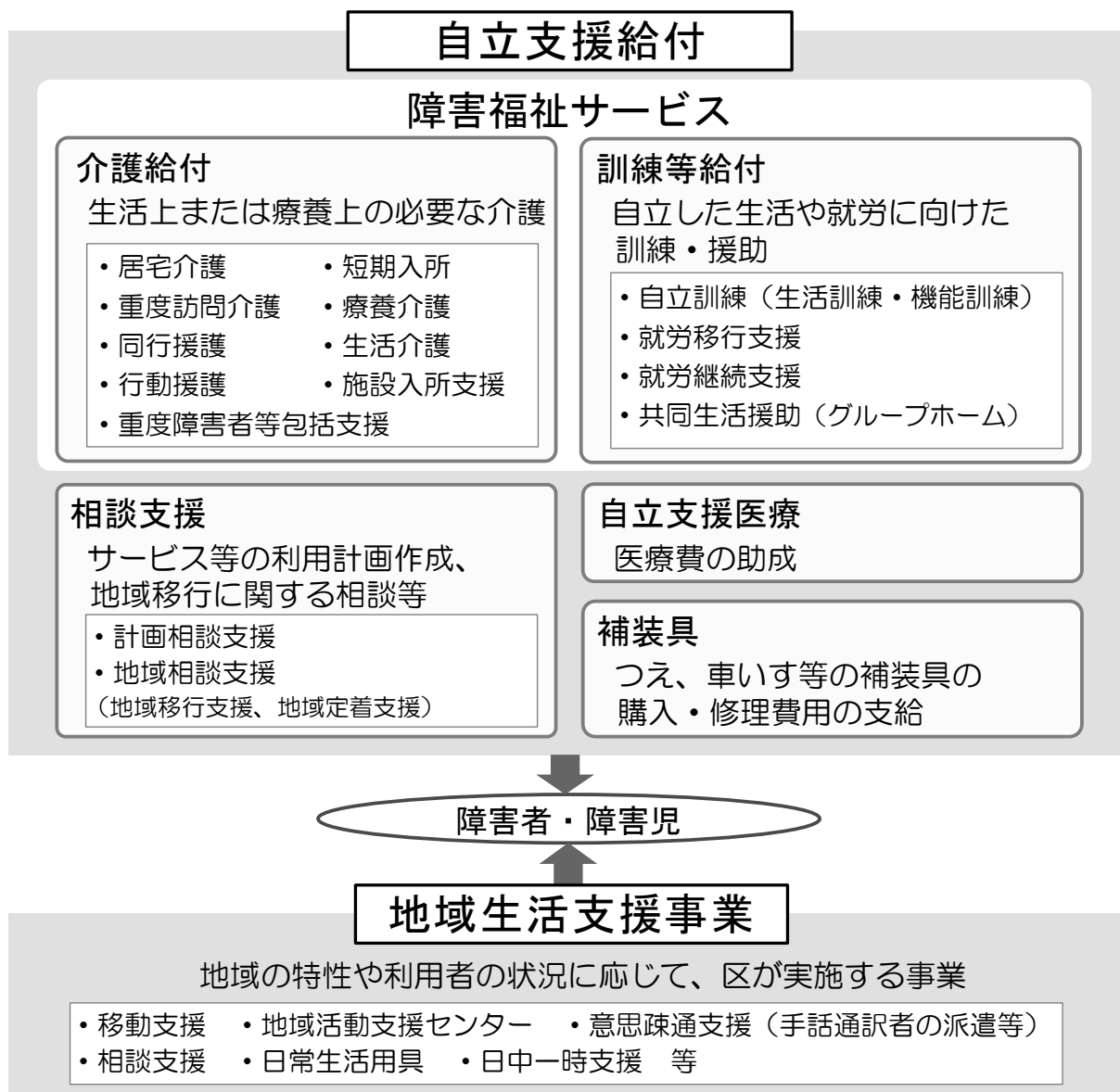
障害福祉計画における定期的な検証と見直し（PDCAサイクル）の法定化。

(3) サービス体系

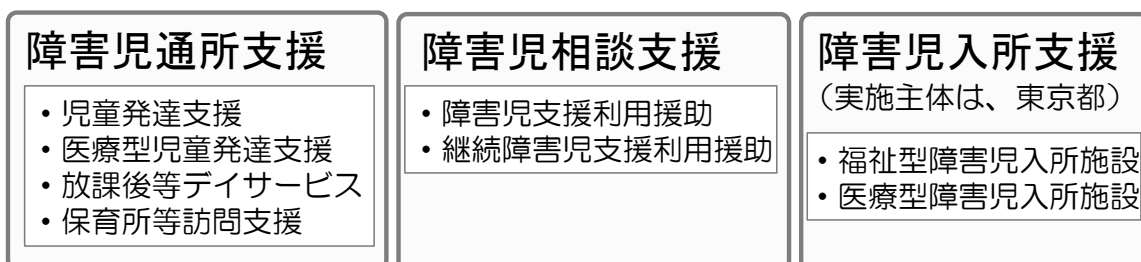
障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

なお、障害児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

<障害者総合支援法のサービス体系>



<児童福祉法のサービス体系>



3 関係法令等の制定・改正について

第3期計画策定後に制定・改正された障害者総合支援法以外の主な関係法令等のポイントは、以下のとおりです。

(1) 児童福祉法の改正

障害児の支援を強化するため、児童福祉法が改正され、平成24年4月に施行されました。

障害種別で分かれていた障害児施設を通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）への一元化、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援の創設などの改正が行われました。

(2) 障害者虐待防止法の施行

障害者虐待の防止等の施策を推進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が平成24年10月に施行されました。

この法律では、障害者に対する虐待の禁止や障害者虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町村の立入調査権限などが定められました。

(3) 障害者優先調達法の施行

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達法）が平成25年4月に施行されました。

この法律では、国や地方公共団体等の公的機関が、率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることが定められました。

(4) 障害者権利条約の批准

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置などについて定める国際条約で、平成18年12月に国連総会において採択されました。主な内容は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進するなどです。

日本は、平成19年に条約に署名し、障害者基本法の改正等の法整備を経て、平成26年1月20日に批准書を寄託し、同年2月19日に条約は、効力を発生しました。

(5) 精神障害者保健福祉法の改正

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神障害者保健福祉法)が改正され、平成26年4月に施行されました。

今回の改正では、保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会の見直し^(注)などが行われました。

(注)精神医療審査会の見直しのうち、審査会委員に関する規定については、平成28年4月施行。

(6) 子ども・子育て支援法の成立

幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした「子ども・子育て関連3法^(注)」の1つとして、「子ども・子育て支援法」が、平成24年8月に成立し、平成27年4月に施行されます。

この法律は、障害児を含む全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としており、障害児支援についても言及されています。

(注)子ども・子育て支援3法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指します。

(7) 障害者差別解消法の成立

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が平成25年6月に成立し、平成28年4月に施行されます。

この法律では、国や地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別的扱いの禁止や合理的な配慮の不提供の禁止などを定めています。

(8) 障害者雇用促進法の改正

雇用分野における均等な機会及び待遇の確保等を目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)が平成25年6月に改正され、平成28年4月に施行されます。

今回の改正では、障害者に対する差別の禁止、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を定めるとともに、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える^(注)などの内容が盛り込まれました。

(注)精神障害者の法定雇用率算定基礎への追加は、平成30年4月施行。

なお、障害者の法定雇用率については、障害者雇用促進法施行令の改正^(注)により、平成 25 年 4 月より、以下のとおり、引き上げられました。民間企業、国、地方公共団体等は、法定雇用率に相当する人数以上の障害者を雇用することが義務付けられています。

対象となる法人等	法定雇用率	
	25 年 3 月まで	25 年 4 月より
民間企業（常用労働者数 50 人以上規模）	1.8%	2.0%
特殊法人等（常用労働者数 43.5 人以上規模）	2.1%	2.3%
国、地方公共団体	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

(注) 障害者の法定雇用率は、障害者雇用促進法第 43 条第 2 項の規定により、少なくとも 5 年ごとに政令で定めるとされています。

参考 「江戸川区の障害者虐待に対する取り組みについて」

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法施行に伴い、虐待の未然防止や早期発見・対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援することを目的として、相談対応や周知・啓発活動を実施しています。障害のある方への虐待やその疑いがある場合は、子ども家庭支援センターや警察等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を図ります。

＜障害者虐待対応のイメージ＞

